

平成29年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組（復興庁）

○ 省全体における取組

○事務次官からメッセージの発信

- ✓ 効率的な働き方とワークライフバランスの実現
- ✓ 管理職職員の意識改革

○超過勤務縮減の徹底

- ✓ 16時以降の会議や作業の発注を行なわない
- ✓ 毎週水曜日に、審議官以上の職員が庁内巡回し、早期退庁を呼び掛ける

○休暇（年次休暇・夏季休暇）の一層の取得促進

- ✓ 年次休暇及び夏季休暇（3日）をあわせて、連続した休暇（週休日を含む7日以上）の積極的取得を推進

○テレワークの推進

- ✓ テレワーク・デイの取組を含めた積極的な推進

○ 「ゆう活」実施概要

・実施期間

平成29年7月～8月の2か月間

・実施概要等

- 職員の希望や業務状況に応じて、原則、15日以上の実施日を職員個人単位で設定
- 実施期間のうち、水曜日を『「ゆう活」実施推奨日』とし、職員の積極的な取組を促す
- 各職員の実施日の見える化（登録状況一覧表の共有）